

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
法人所在地	〒509-6123 瑞浪市樽上町1丁目77番地
代表者氏名	会長 小栗 茂
設立年月日	昭和56年10月1日
電話番号	0572-68-4148

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ハートピア訪問介護事業所	
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事業所の所在地	〒509-6123 瑞浪市樽上町1丁目77番地	
電話番号	0572-68-4148	
指定年月日・事業所番号	平成12年1月28日指定	岐阜県2171600204号
管理者の氏名	小倉 みゆき	
通常の事業の実施地域	瑞浪市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある契約者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、契約者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、契約者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が契約者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の支援を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	<p>契約者の身体に直接接触して行う介助や自立支援のための見守りの支援等、日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。</p> <p>例) 排泄介助、食事介助、入浴介助など</p>
生活援助	<p>自立支援の観点から、契約者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。</p> <p>そのため、このサービスは、例えば契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、契約者がその有する能力を最大限活用することができるような方法を行います。</p> <p>例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など</p>

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日（12/30～1/3をのぞく）
営業時間	午前8時から午後5時まで

6. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1			1名	従業者業務管理
2. サービス提供責任者	3			1名	利用調整・技術指導
3. 訪問介護員	3	12	3.9	2.5名	訪問介護
(1) 介護福祉士	3	1			
(2) 介護職員初任者研修 終了者 (人)	3	12			

7. 利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型 サービスⅠ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた (事業対象者・要支援1,2)	11,760円/月	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型 サービスⅡ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1,2)	23,490円/月	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型 サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	37,270円/月	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

*介護保険外の通院介助サービスについては、1時間2,400円となります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の契約者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して契約者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円	600円
介護職員処遇改善加算 (1月につき)	介護サービスを支える人材の確保・定着を促すことを目標として、国が定めた加算です。介護職員のキャリアアップ、人材育成や処遇改善の仕組み、職場環境等を整備した事業所に対して介護報酬に加算されるもので、利用料にも加算されます。	サービス利用単位数×18.2% ※当事業所は処遇改善加算(Ⅲ)を算定いたします			

(2) 支払い方法

上記(1)の利用料(契約者負担分の金額)は、契約者ご指定の市内各金融機関の口座から1か月単位で、翌月17日頃に引き落としをさせていただきます。

(3) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、従業員の稼働状況により契約者の希望する時間に提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に契約者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族等へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、各関係機関に報告します。

また、事故発生時には、状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 虐待防止について

事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 瑞浪市社会福祉協議会事務局長 加藤誠二

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、契約者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に、契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性・・・契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 1. ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く従業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけられたり、おとしめたりする行為。
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は、当該事業所従業者、契約者及びその家族等が対象になります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止のための会議等により、同様案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 2. 衛生管理について

事業所において、感染症等が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 授業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

(4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 3. 業務継続に向けた取り組みの強化について

(1) 感染症等や非常災害の発生時において、契約者に対する指定訪問介護の提供の継続的实施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。

1 4. 秘密保持義務

(1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、契約者に対するサービスの提供に当たって知り得た契約者または、契約者の家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了したあとも継続します。

(2) 事業者は、その従業者が退職後、在職中に知り得た契約者または、契約者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(3) 事業者は、契約者の個人情報を用いる場合または、契約者の家族の個人情報を用いる場合において、契約者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてそれらの個人情報を用いません。

(4) 個人情報は、サービス担当者会議及び医療機関、介護事業者との連携・照会が必要になったとき、また緊急の場合にのみ利用します。

- (5) 個人情報の利用にあたっては、同意を得た場合であっても必要最小限の範囲で使用するものとし、関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払います。

15. 情報の開示

当事業所は、契約者の求めに従って、契約者ご自身に関するサービス提供記録を開示しております。ただし、契約者以外からのご請求につきましては、書面にて契約者のご了承を得てからとなります。あらかじめご了承ください。

16. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情やご相談は、以下でお受けします。

ハートピア訪問介護事業所	所在地	瑞浪市樽上町1丁目77番地	
	電話番号	68-4148	FAX 68-4301
	相談責任者	管理者	小倉みゆき
	受付時間	平日	8:30～17:15

- (2) サービス提供に関する苦情やご相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

瑞浪市役所内 高齢福祉課	所在地	瑞浪市上平町1丁目1番地	
	電話番号	68-2116	
	受付時間	平日	8:30～17:15

- (3) 第三者委員

地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、公正・中立な立場から当事業所へのサービスに対するご意見をいただいています。

当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

瑞浪市社会福祉協議会 第三者委員	木股 恭一	68-8527
	伊藤 隆二	65-4183

17. 第三者による評価の実地状況

第三者による評価の 実施状況	1. あり	実地日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	②. なし		

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。